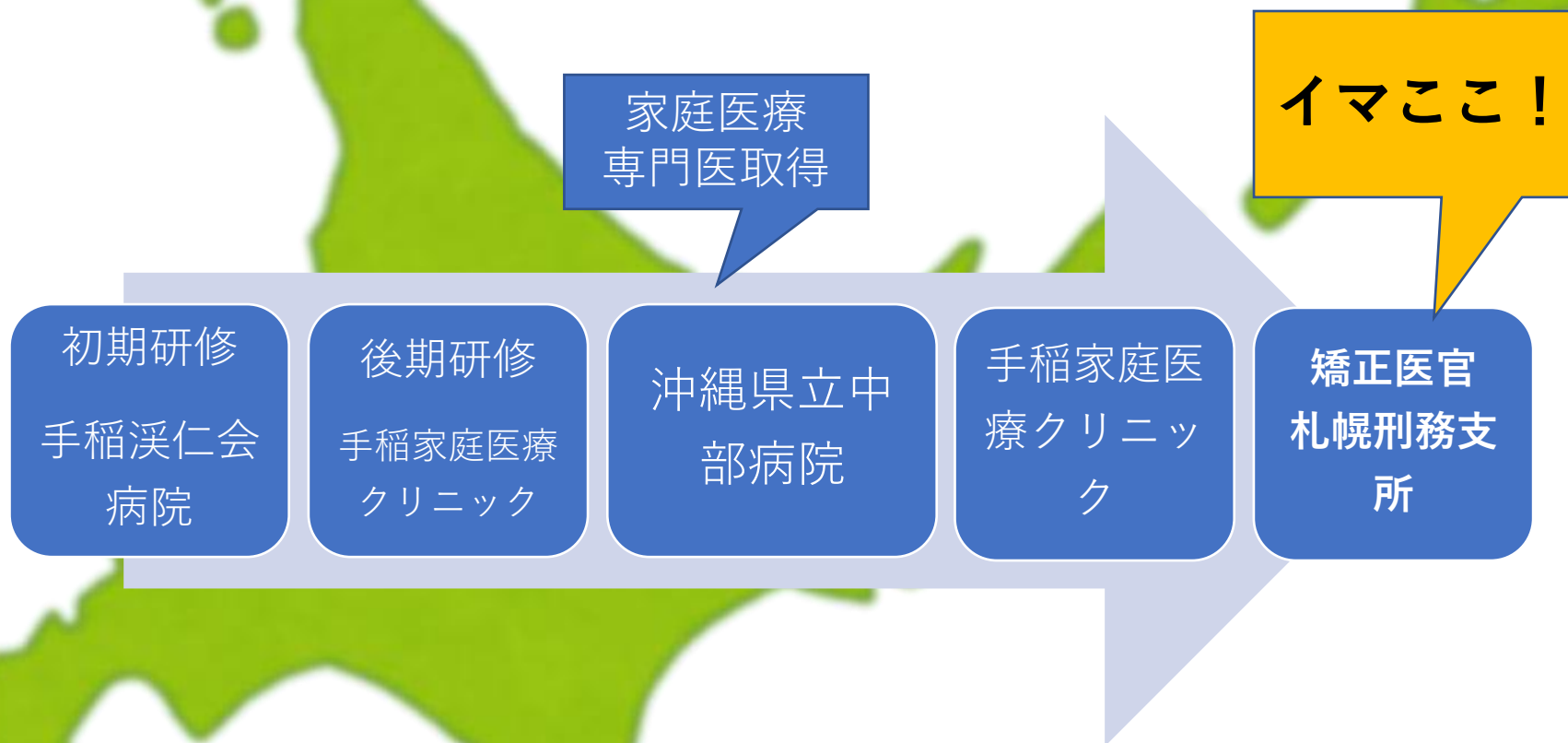


矯正医官のお仕事

札幌刑務支所 医療課長

加藤 利佳

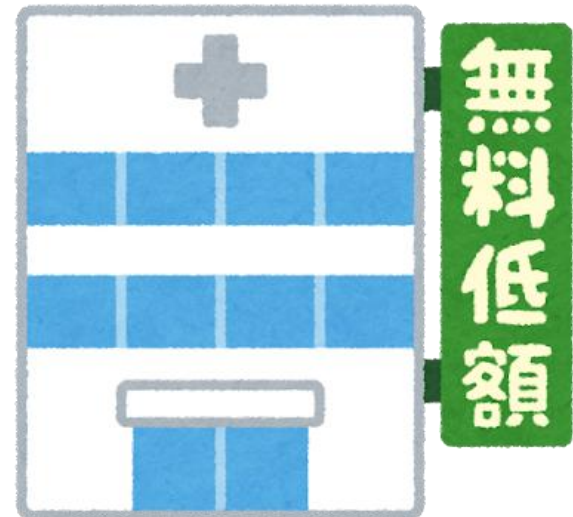
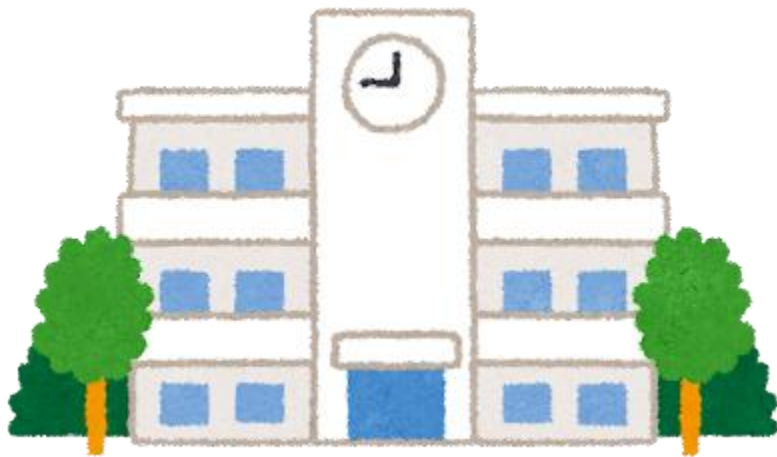
自己紹介



刑務所の医務室

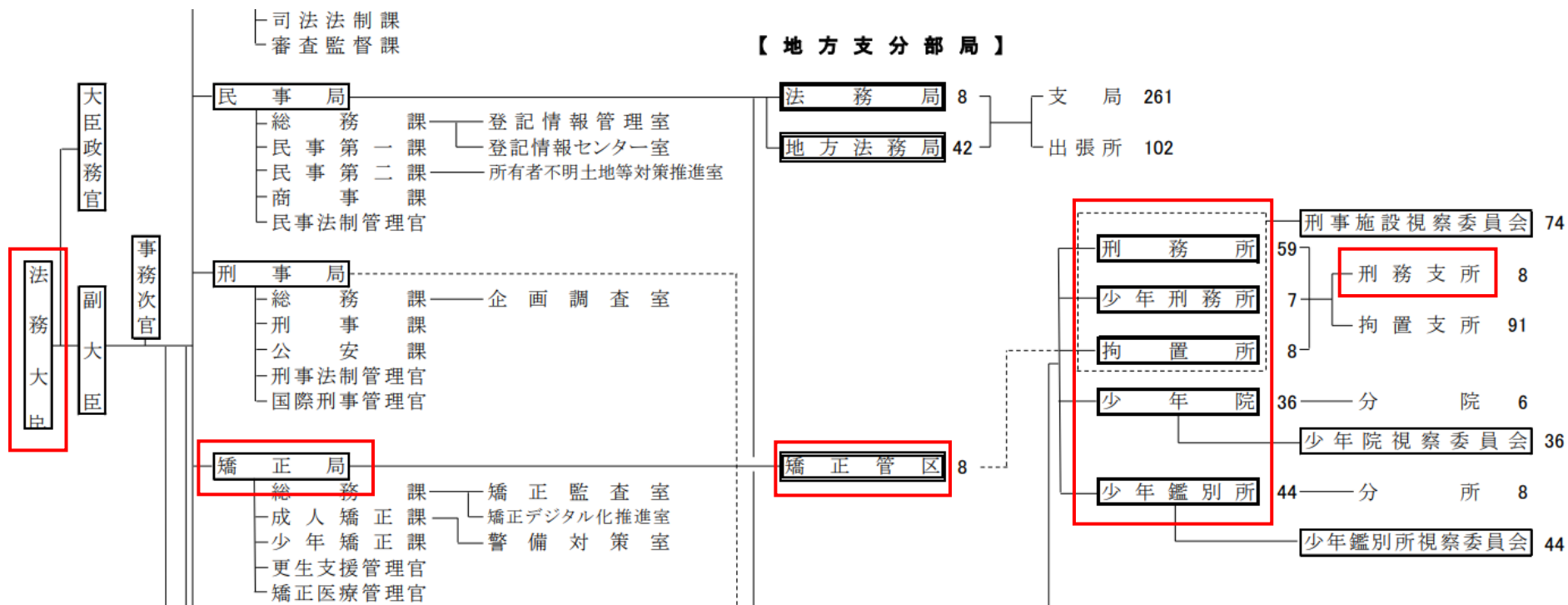
- どんなイメージでしょうか？
- どんなふうに診察している？

→ 学校の保健室 + 診療所



刑務所とはどんなところ？

法務省の組織図 (令和7年4月1日現在)



どんな罪を犯した人がいるか

- 窃盗、覚せい剤取締法違反で 8 割
- 次いで、詐欺、道路交通法違反、殺人

【女子受刑者の特徴】

- 精神疾患ありの割合が 5 割以上
 - うつ病・双極性障害（躁うつ病）
 - 不安障害（パニック障害など）
- 薬物事犯者の特徴として、配偶者・交際相手間の
加害・被害体験が高く、**小児期逆境体験**の割合が高い

矯正医療とは

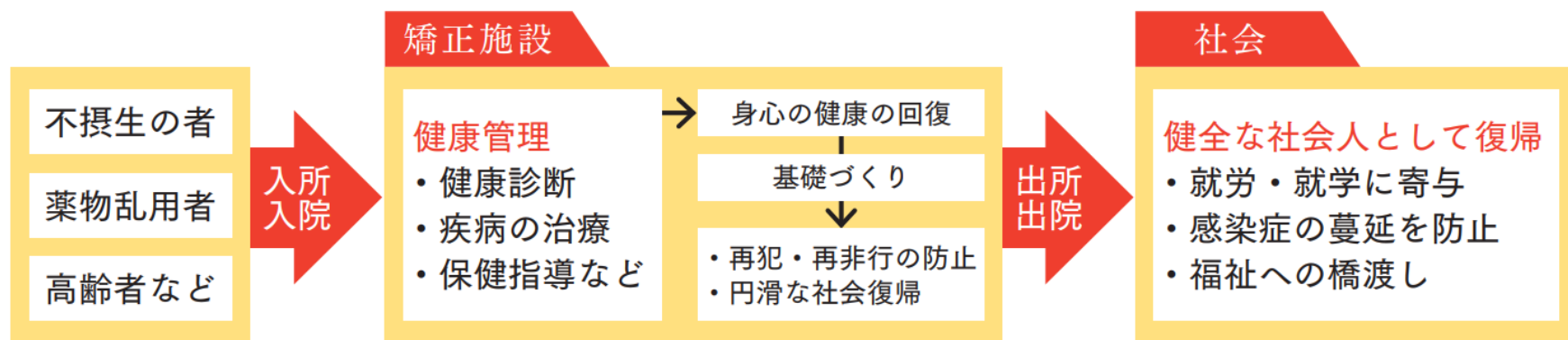
■被収容者を改善更生させるための基盤を構築する

～再犯・再非行防止のための各種教育や改善指導の実施、職業訓練は、被収容者の**適切な健康管理**がなされてこそ成し遂げられるもの。また、**健康の保持・回復は、被収容者の円滑な社会復帰を可能**にする。

■公衆衛生上の責任と役割を果たすこと

被収容者には、結核やC型肝炎ウイルス等の感染症に罹患している者が少なくない。したがって、**矯正施設収容中にこれらの患者を適切に治療することで、施設内の安全・衛生を確保し、その者の社会復帰後、二次感染を予防する**といった、一般社会の国民生活にも直結した使命を有する。

矯正医療とは

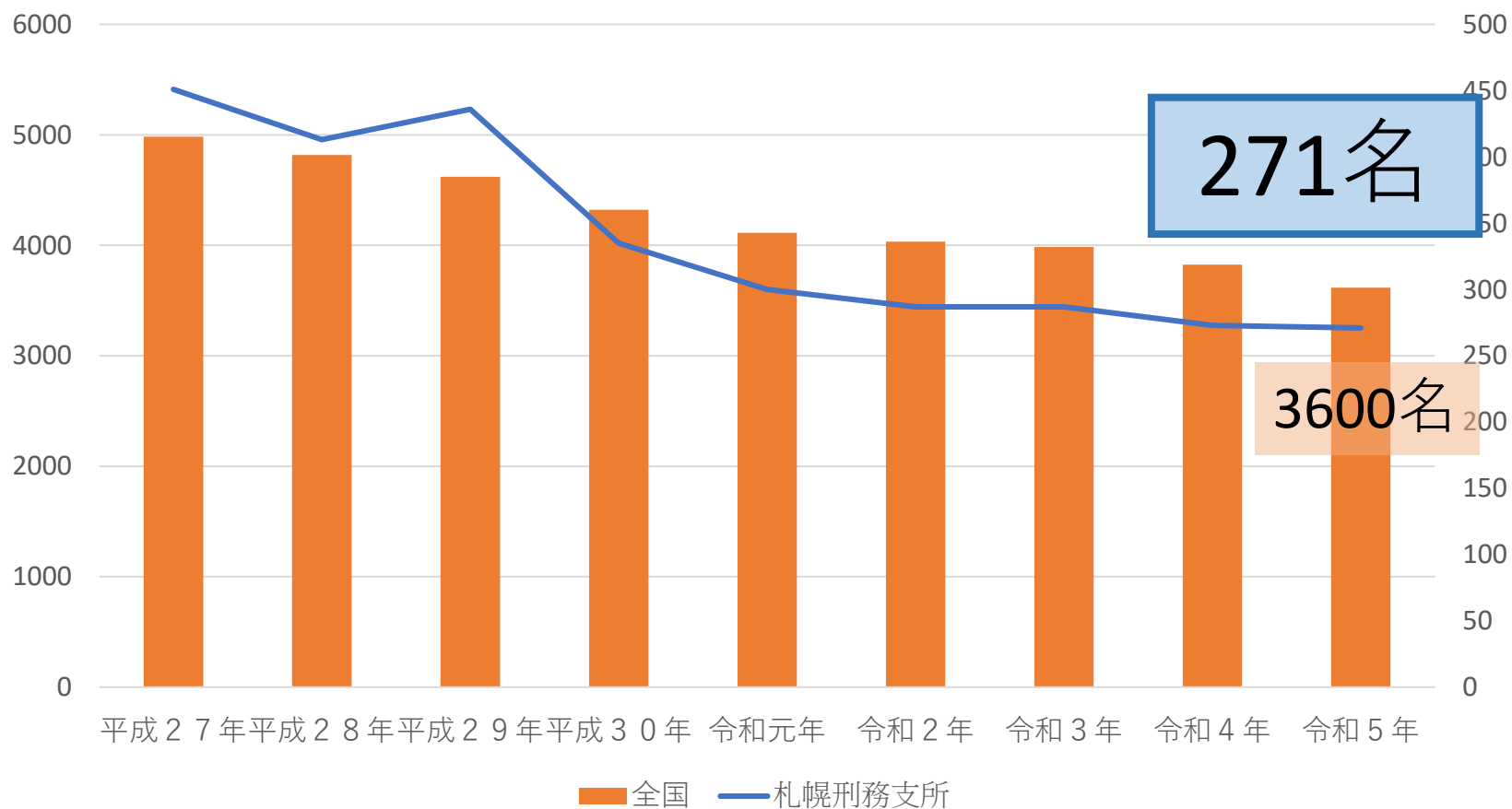


人員体制（常勤・非常勤含む）

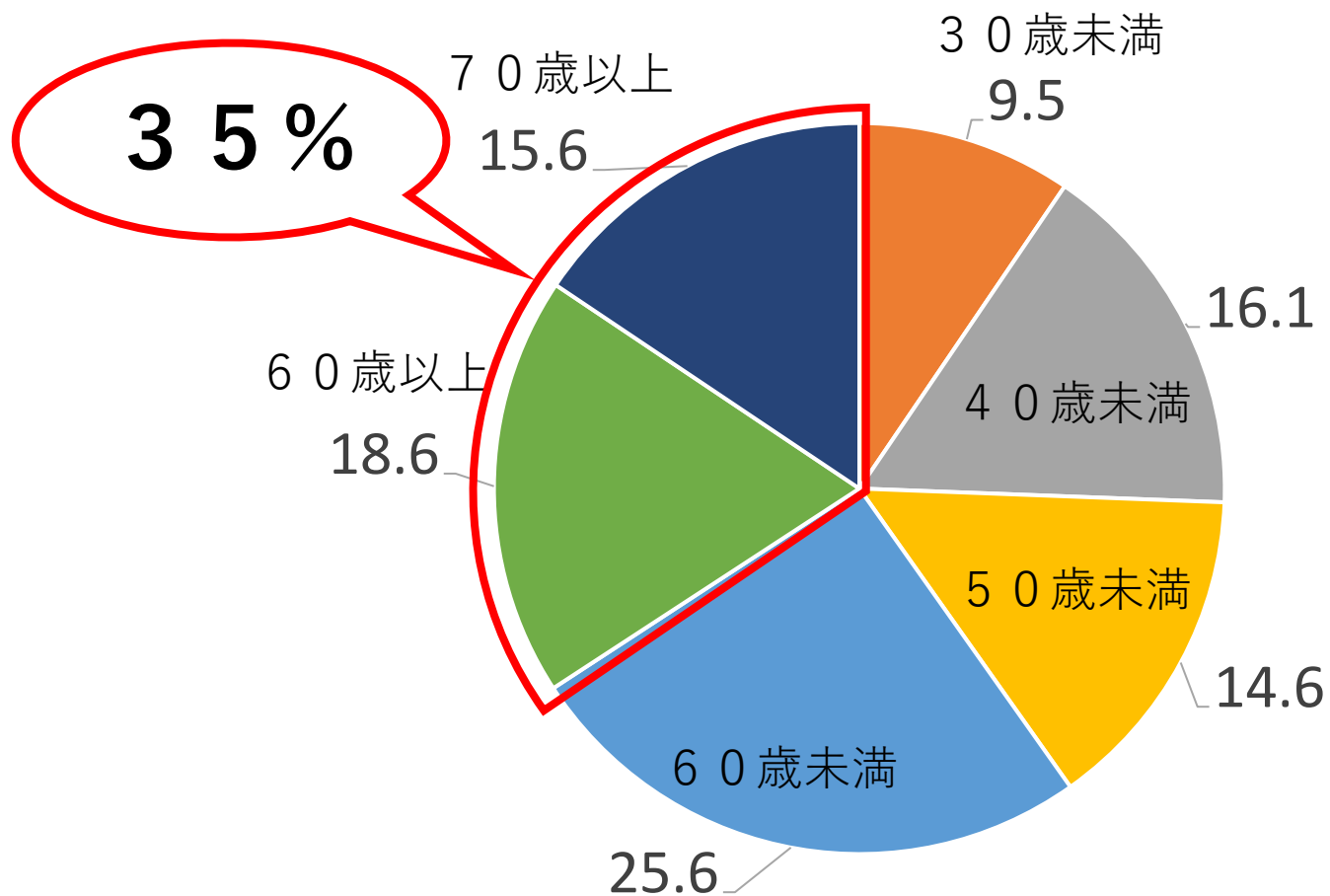


当施設概況

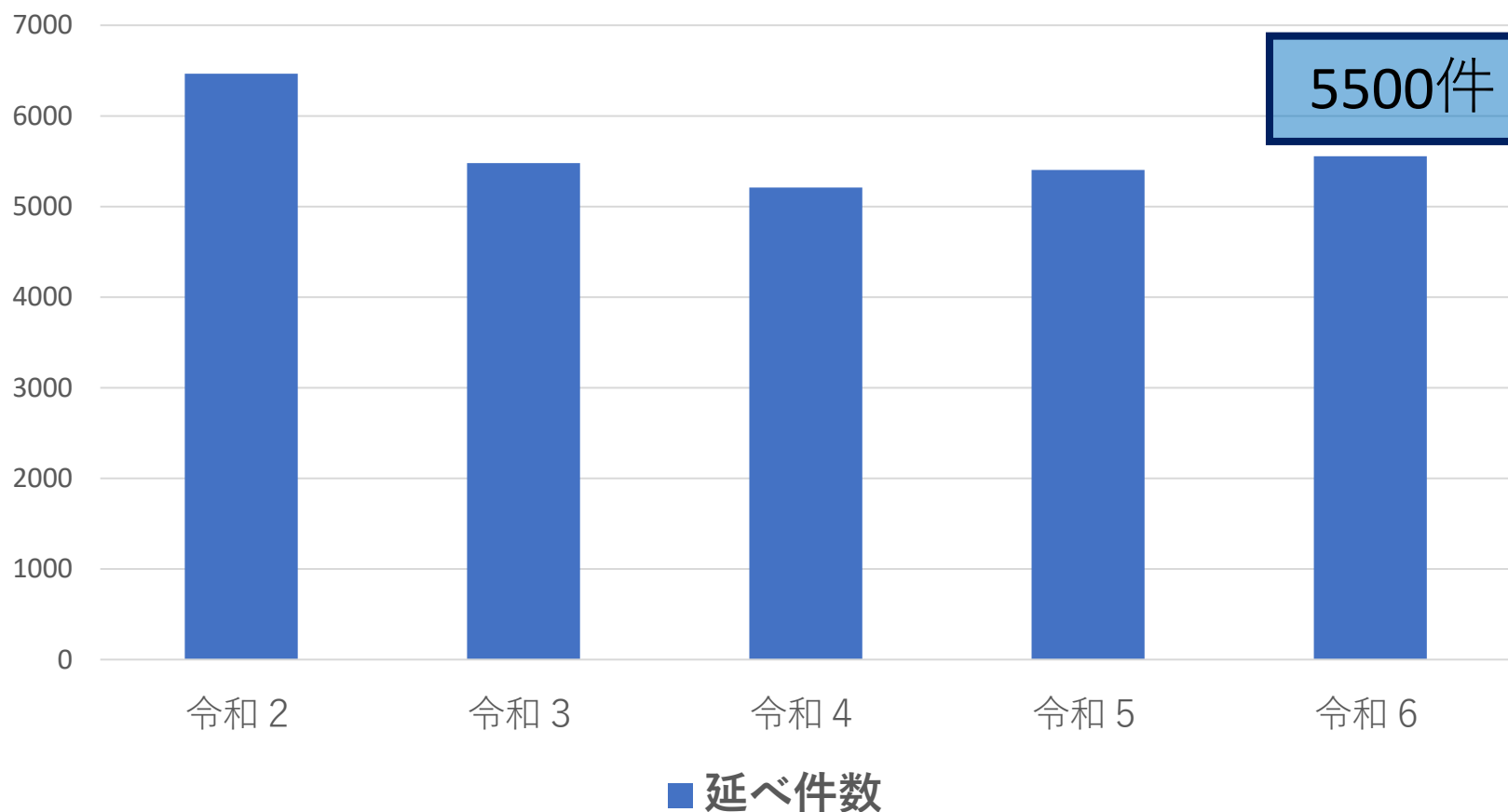
平均収容者人数（女子）



年齡別收容者率

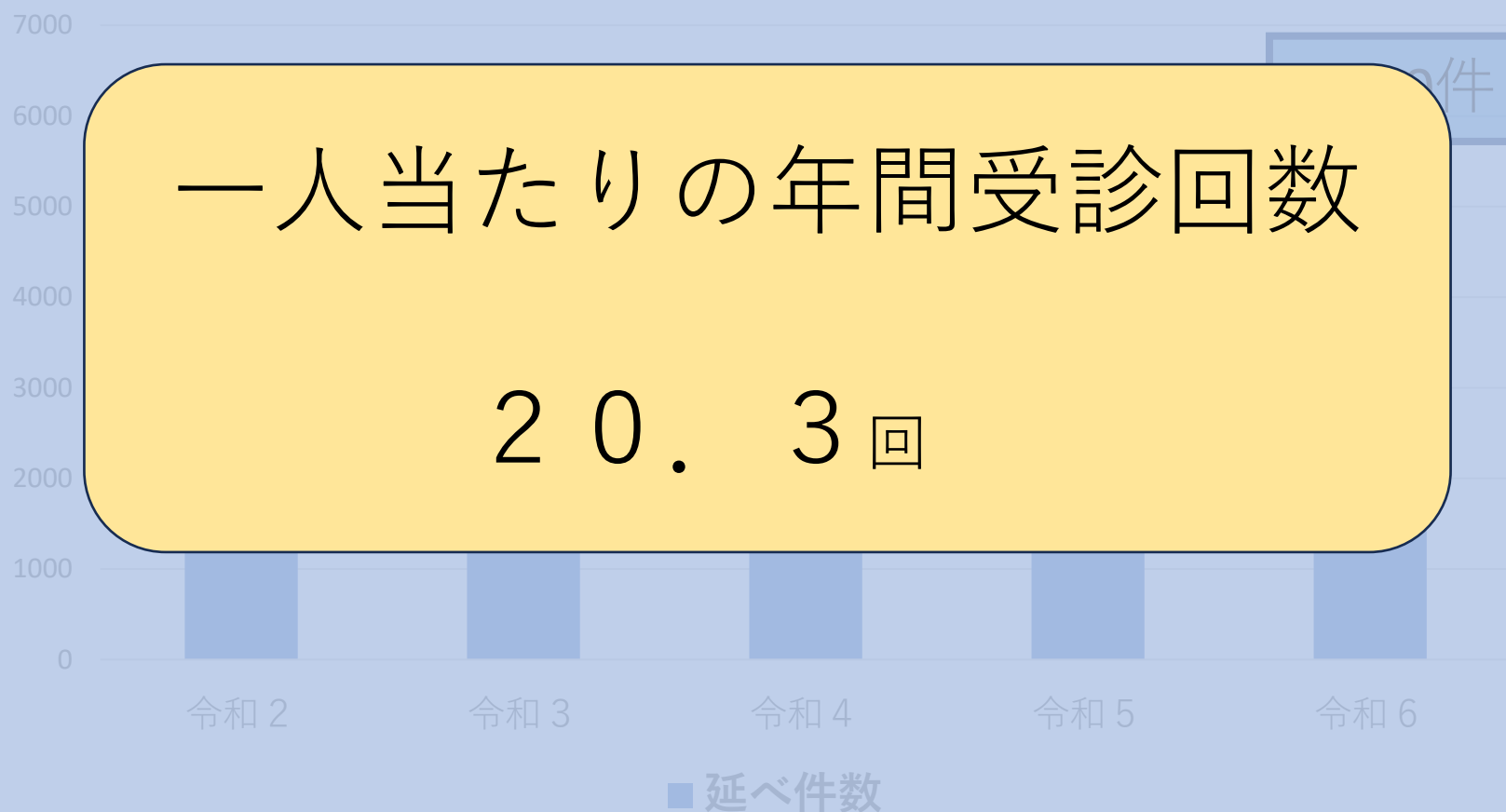


診察件数（年間延べ件数）



※処方みの診察、精神科、歯科も含む

診察件数（年間延べ件数）



※処方みの診察、精神科、歯科も含む

一人当たり年間医療機関受診回数

日本

13.2回

アメリカ

3.9回

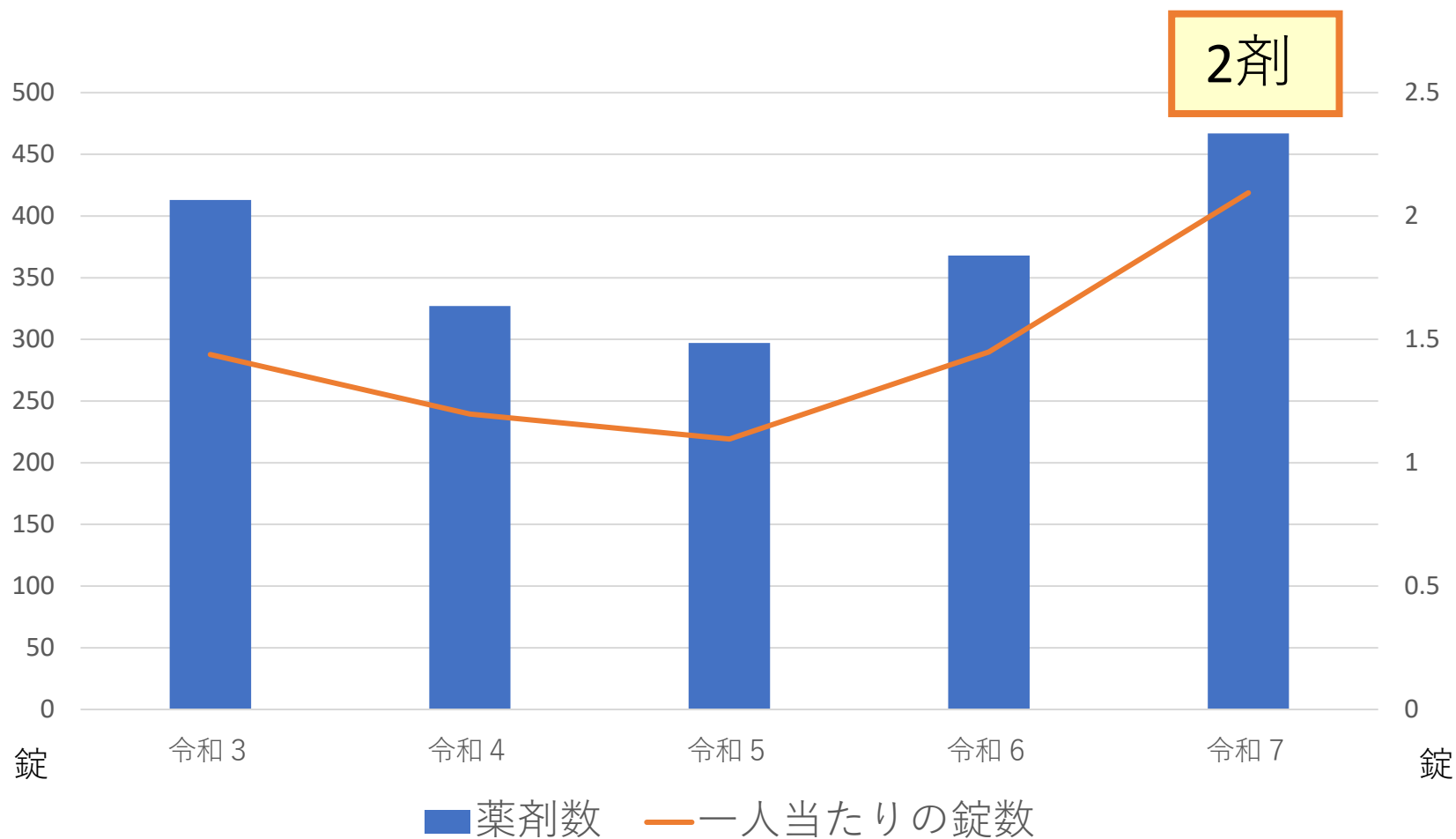
フランス

6.9回

イギリス

5.0回

1日当たりの薬剤数



被収容者の各種がん検診

1. 肺がん検診

(問診および胸部エックス線検査) 40歳以上に年1回

(喀痰細胞診) 50歳以上、刑期1年以上の受刑者

喫煙指数 (1日の喫煙本数×喫煙年数) 600以上の者

2. 胃がん検診 (問診および胃部エックス線検査)

対象者：50歳以上、刑期2年以上、2年に1回

3. 大腸がん検診 (問診および便潜血検査)

対象者：40歳以上、刑期1年以上 1年に1回

4. 乳がん検診 (問診およびマンモグラフィ)

対象者：40歳以上、刑期2年以上、2年に1回

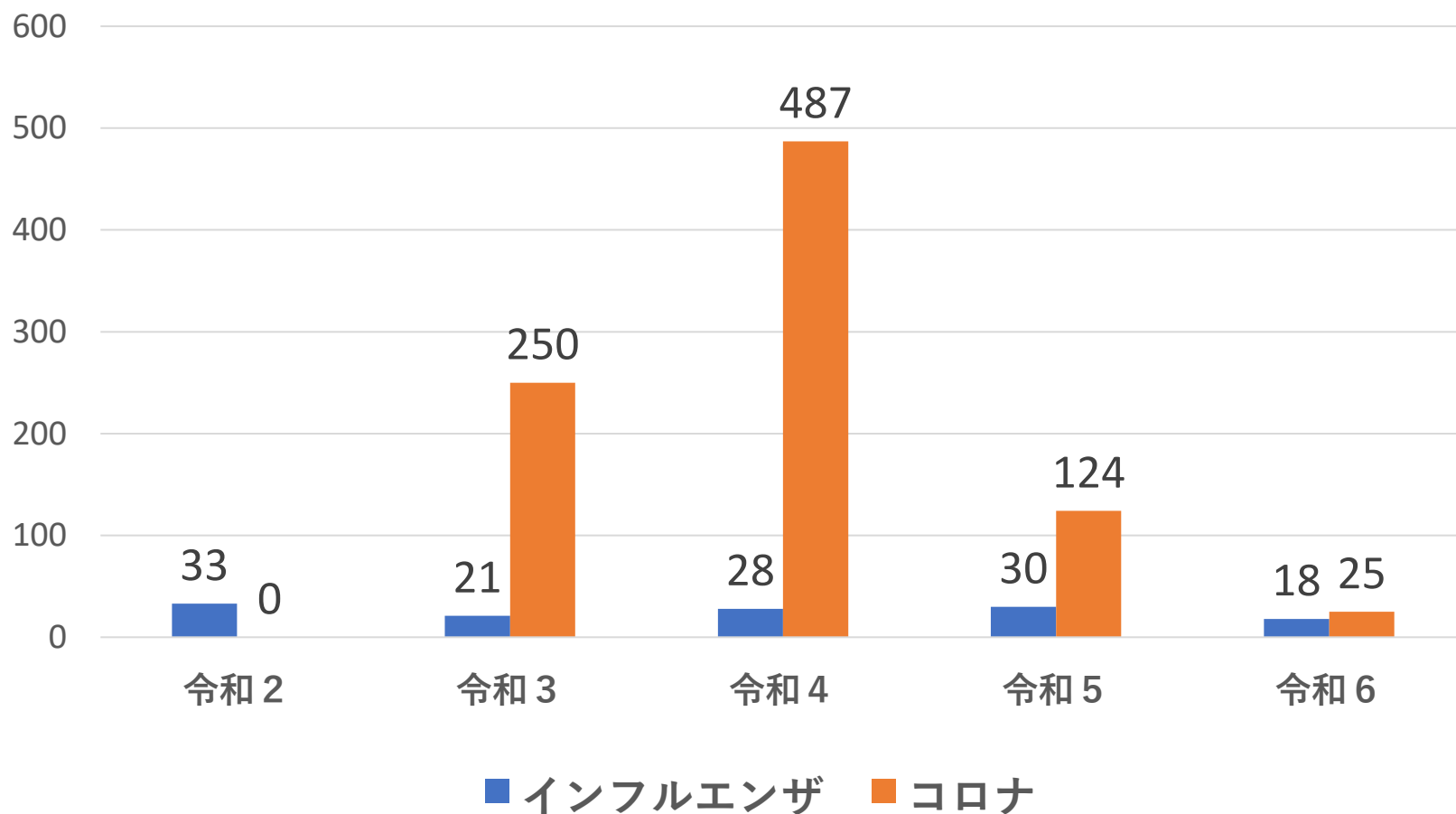
5. 子宮頸がん検診 (問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診)

対象者：20歳以上、刑期2年以上、2年に1回

予防接種

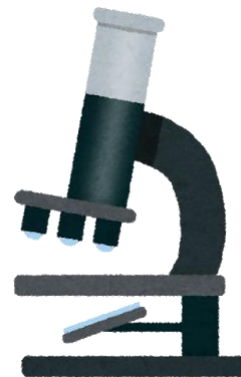
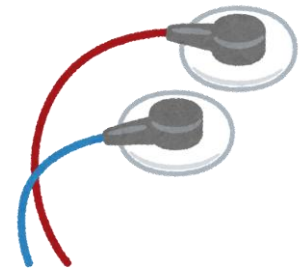
- インフルエンザウイルス
- コロナウイルス
- 肺炎球菌
- 帯状疱疹（今年度から）

インフルエンザ・コロナウイルス ワクチン接種件数

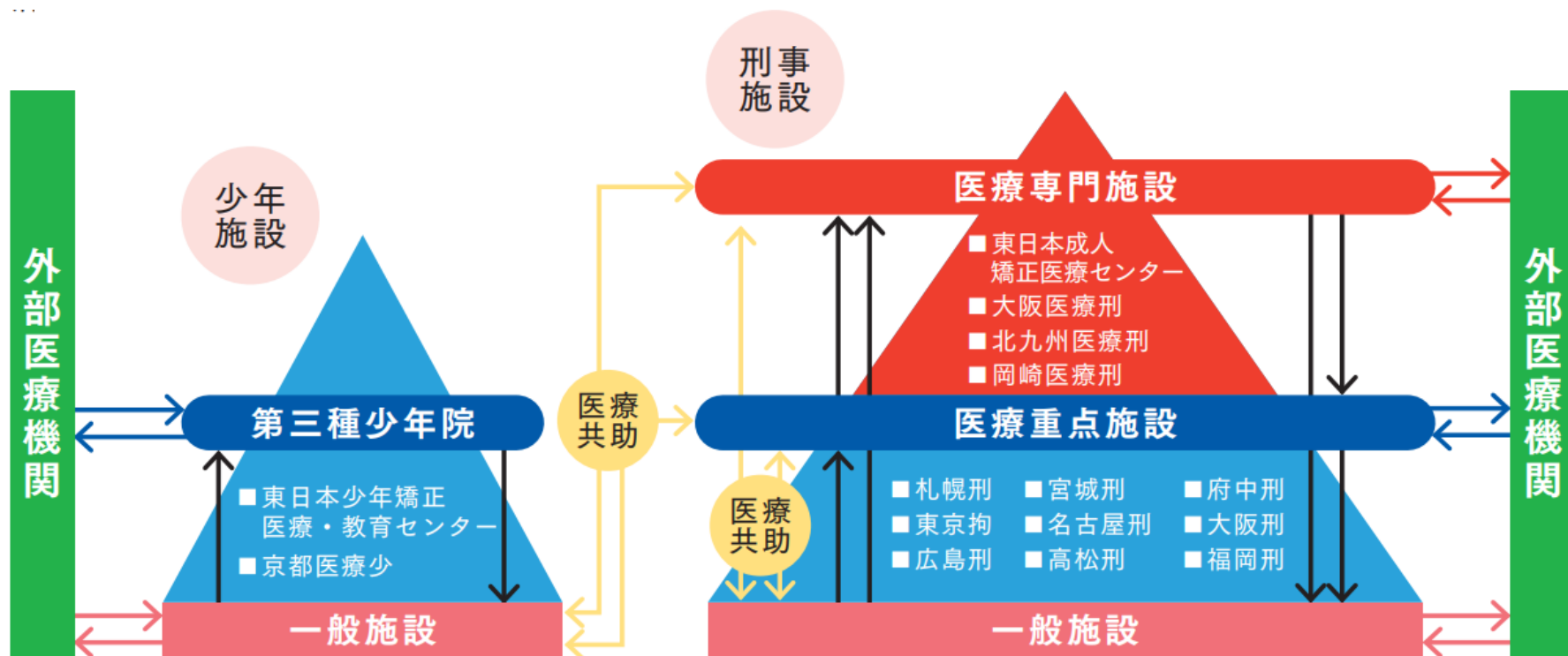


医療検査機器

- 採血（外部に依頼）
- ウロペーパー
- 心電図
- 超音波検査
- 顕微鏡
- 婦人科診察台
- 外液の点滴
- CT（本所のみ）
- レントゲン（本所のみ）



医療上の移送・共助の仕組み 三層構造



東日本成人矯正医療センター

- 東京都昭島市にある病床445床の病院
- 診療科は内科・精神科・外科・整形外科・
脳神経外科・皮膚科・婦人科・眼科・
耳鼻咽喉科・歯科口腔外科
- 摂食障害に伴う栄養失調に対する点滴療法、
各種がんに対する手術療法、化学療法、
がん終末期緩和ケアなど依頼可能

疾患内訳（所感）

- 摂食障害
- 皮膚疾患（白癬、湿疹、凍瘡）
- 筋骨格系の痛み（肩腰膝）
- 頭痛
- 婦人科疾患（卵巣、子宮）
- 耳鼻科疾患（滲出性中耳炎、難聴など）
- 糖尿病、高血圧症、脂質異常症、甲状腺疾患

診療を始めてみての感想

- 薬物への依存が多い
(痛み止めがほしい、下剤がほしいなど)
- 「痛い、苦しい、しびれる」など自覚症状の訴えが、詐病との区別が困難
- 権利意識の強い受刑者が多い
- 日時や場所などの明言は避ける必要がある
- 名前で呼び合わない（看護師さん、刑務官など）

勤務を始めてみての感想

- 診療は比較的安全
- 時間外勤務がほぼない
- やりがいは自分で見つける
- これまで知らなかった社会の一面を知れる

総合診療医の腕の見せ所

- 刑務所はいわば『陸の孤島』
- 外診するのも、ハードルが高い
- 限られた資源の中で、いかに的確な判断をしていくか、が試される
- 今、取り組んでいるのは、
「薬でよくするだけではなく、非薬物治療で
いかに症状軽減を図れるか」
「減薬指導、セルフケア」

健康管理として

- 健康診断（入所時・確定時）
- 高齢者の認知機能や身体機能維持のための体操、口腔ケア指導
- 冷暖房の設定温度
- 入浴週3回、他シャワー浴
- 居室の清掃、害虫防除
- 食事は標準必要量を満たしたもの
- 食物アレルギー対応
- 運動時間の確保
- 主治医意見書の作成

拘禁刑について

拘禁刑創設の趣旨

令和7年8月20日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
○刑法 （懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第13条 削除

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなく、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

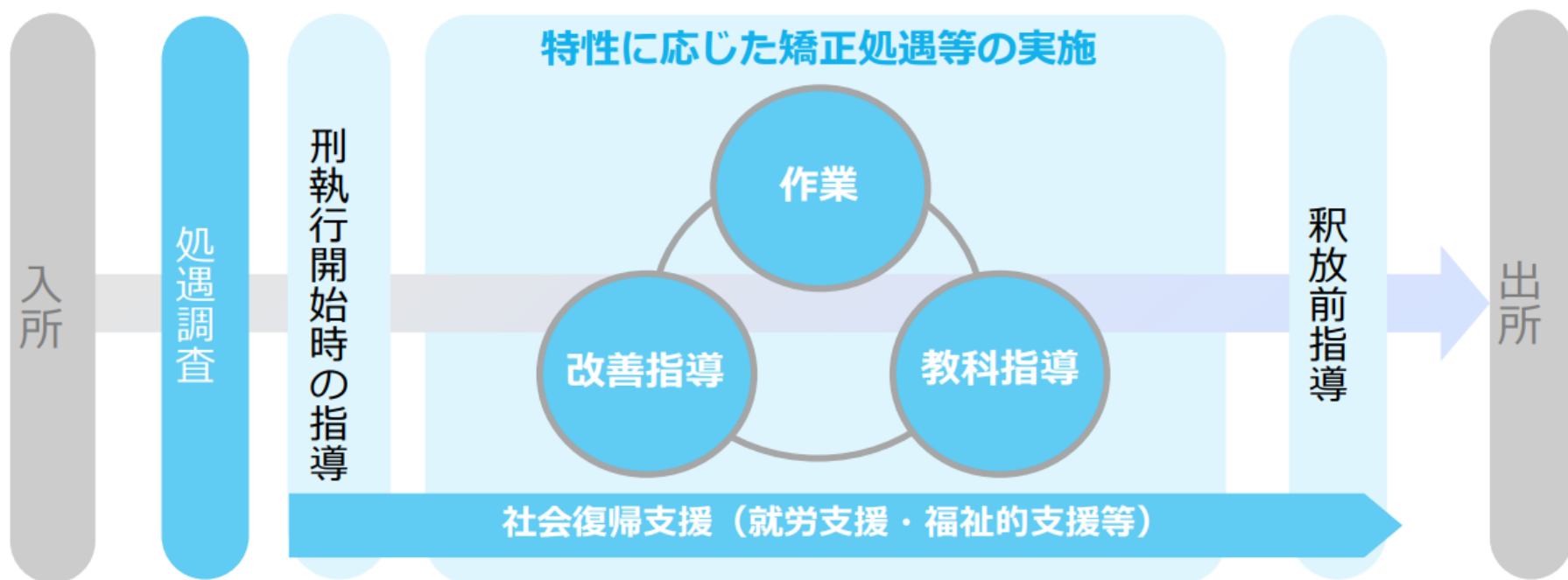
✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

刑事施設が果たすべき役割

受刑者が自ら犯した罪や被害者の方々の心情等に向き合って改善更生するべく、矯正処遇等を行うことで、釈放後、再び罪を犯すことなく、新たな被害者を生み出さないようにします。

拘禁刑下の矯正処遇等



矯正医官について



法務省矯正局矯正医療管理官
ホームページより

矯正行政のミッション 『最後の砦』



法務省公式YouTube MOJchannel

6つの魅力

年収（見込み）約1,100万円（給与・手当を含む）（令和5年の全矯正医官の平均支給額1,400万円）

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。また、扶養手当、住居手当、通勤

宿舎

希望により、施設に隣接する宿舎に無料で入居することができます。

研究しながら国家公務員

個々の矯正施設の事情にもよりますが、矯正医療に必要な能力の維持向上に資するものである場合、平日勤務時間(38時間45分)のうち最大19時間までを外部で勤務が可能です。

兼業

国家公務員の医師の中で、矯正医官については、兼業の特例が認められています。勤務時間の内外を問わず、報酬を得て外部医療機関等で診療を内容とする兼業が可能です。

※勤務時間内の兼業は、1週間当たり19時間が限度となります（その分の給与は減額されます）。

柔軟な勤務時間

通常の勤務時間は8時30分から17時までですが、自己申告に基づき、公務の運営に支障が生じない範囲において勤務開始時間と終了時間を変更することが可能です。矯正施設外での調査研究や兼業が柔軟に認められています。また、フレックスタイム制により、柔軟な勤務時間配分が可能です。

臨床医療に従事しつつ、調査研究をされたい方には最適な職場です。

※詳しくは[こちら](#)

仕事と家庭の両立を推進



北海道矯正管区

北海道 9施設

東北矯正管区

青森県 2施設	山形県 1施設
宮城県 3施設	福島県 2施設
秋田県 2施設	岩手県 2施設

中部矯正管区

富山県 1施設	岐阜県 3施設
石川県 3施設	愛知県 6施設
福井県 1施設	三重県 3施設

中国矯正管区

鳥取県 1施設	広島県 4施設
島根県 3施設	山口県 4施設
岡山県 3施設	

四国矯正管区

徳島県 2施設	愛媛県 2施設
香川県 4施設	高知県 2施設

関東矯正管区

茨城県 4施設	新潟県 3施設
栃木県 4施設	山梨県 2施設
群馬県 4施設	長野県 4施設
千葉県 5施設	静岡県 3施設
東京都 9施設	埼玉県 2施設
神奈川県 3施設	

近畿矯正管区

滋賀県 1施設	兵庫県 7施設
京都府 4施設	和歌山県 2施設
大阪府 7施設	奈良県 2施設

九州矯正管区

福岡県 6施設	大分県 4施設
佐賀県 3施設	宮崎県 2施設
長崎県 2施設	鹿児島県 2施設
熊本県 3施設	沖縄県 3施設